

稲沢市給食基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市給食基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 稲沢市の給食基本計画を策定するため、稲沢市給食基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調理員に関すること。
- (2) 給食施設に関すること。
- (3) 給食費の公会計化に関すること。
- (4) その他稲沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
 - (2) 小中学校保護者代表者 1人
 - (3) 小中学校長代表者 1人
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、給食基本計画の策定完了までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。